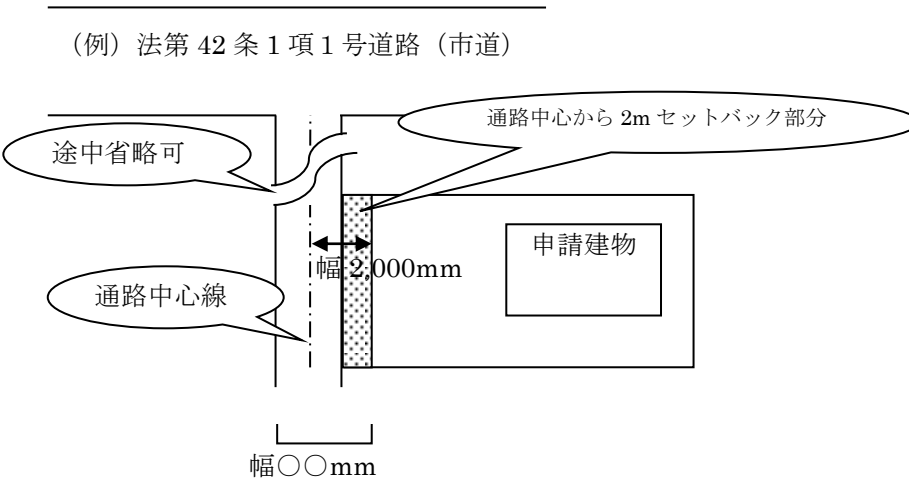


建築基準法第43条第2項第2号許可手続きの留意点

※各種様式や詳細については、新発田市ホームページ内

くらしの情報 > 住まい・建築・空家 > 家を建てる時(建築基準法関係)

> 「建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可について」の中に掲載しています。

チェック欄	箇所	留意点
	申請理由書	「申請敷地が、建築基準法第42条に規定する道路に接していないため」等と記載してください。
	同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・セットバックする場合(3-a 基準)、当該地の土地所有者の同意と、<u>抵当権が設定されている場合は、抵当権者の同意も必要となります</u>のでご注意ください。 ・敷地の一部をセットバックする場合は同意する地名地番の欄に 『新発田市□□町▲▲丁目○○○の<u>一部</u>』等と記載してください。
	申請書 (第2面)	<p>【道路】「道路幅員」、「接道長さ」、ともに空欄にしてください。 ※確認申請時の書類「道路幅員」、「接道長さ」、も同様です。</p>
	申請書 (第2面)	<p>【敷地面積】セットバックする場合は、<u>セットバック前の敷地</u>を記入し、建蔽率、容積率を算定してください。 また、セットバック後の敷地となっても、建蔽率、容積率、道路斜線等が、支障ない計画となっている旨を図面の空欄部分等に記載しておいてください。</p>
	配置図	<p>申請する「通路」が<u>建築基準法上の道路にまで至っていることが必須のため</u>、以下のような表現を記載してください。</p> <p>【記載例】幅 4m 未満の通路に接する敷地でセットバックが必要な場合</p>  <p>(例) 法第 42 条 1 項 1 号道路 (市道)</p>

記載方法は確認申請時と同じです。

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

【5. 道路】

【イ. 幅員】 -

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 -

【イ】及び【ロ】は、記入しない。

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (セットバック前の敷地面積を記入)() ()

(2) () () () ()

【ロ. 用途地域等】 () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

() () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1)

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

【7. 主要用途】 (区分)

【8. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 () () () ()

【ロ. 建蔽率】 % 【6.敷地面積】に記載されたセットバック前の敷地面積に対する率

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 () () () ()

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 () () () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 () () () ()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 () () () ()

【ホ. 自動車車庫等の部分】 () () () ()

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () () ()

【ト. 蓄電池の設置部分】 () () () ()

【チ. 自家発電設備の設置部分】 () () () ()

【リ. 貯水槽の設置部分】 () () () ()

【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】 () () () ()

【ル. 住宅の部分】 () () () ()

【ヲ. 老人ホーム等の部分】 () () () ()

【ワ. 延べ面積】 m²

【カ. 容積率】 % 【6.敷地面積】に記載されたセットバック前の敷地面積に対する率